

岐阜県個人情報保護条例

制定	平成10年7月1日	岐阜県条例第21号
改正	平成11年10月7日	岐阜県条例第31号
	平成12年3月24日	岐阜県条例第2号
		岐阜県条例第13号
	平成12年12月27日	岐阜県条例第55号
	平成13年12月21日	岐阜県条例第40号
	平成16年12月16日	岐阜県条例第45号
	平成17年3月23日	岐阜県条例第2号
	平成17年10月6日	岐阜県条例第69号
	平成19年7月9日	岐阜県条例第36号
	平成20年12月24日	岐阜県条例第50号
	平成22年3月30日	岐阜県条例第21号
	平成26年12月22日	岐阜県条例第76号
	平成27年3月24日	岐阜県条例第5号
	平成27年7月14日	岐阜県条例第34号
	平成28年3月29日	岐阜県条例第11号
	平成29年3月28日	岐阜県条例第7号

(原文縦書き)

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第6条—第11条の2）

第2節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（第12条）

第3節 個人情報の開示（第13条—第19条）

第4節 個人情報の訂正（第20条—第23条の2の2）

第5節 個人情報の利用停止（第23条の3—第23条の6の2）

第6節 審査請求（第23条の7—第24条）

第7節 苦情の処理（第25条・第26条）

第8節 他の法令との調整等（第27条）

第3章 岐阜県個人情報保護審査会（第28条—第28条の3）

第4章 雑則（第29条—第30条）

第5章 罰則（第31条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(1の2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(1の3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

(2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

(3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第23条の2の2において同じ。)の規定により記録された特定個人情報をいう。

(6) 公文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下第18条第2項及び第3項並びに第33条において同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 県の図書館その他これに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講

じなければならぬ。

第4条 削除

第5条 削除

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 次条第1項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当して、他の実施機関から提供を受けるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は本人以外から収集することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、思想、信条若しくは信教に関する個人情報又は人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下この項において「他の実施機関等」という。）に提供する場合であって、事務又は事業の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

(6) 他の実施機関等以外のものに提供する場合であって、提供することに特別な理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項第5号及び第6号の規定により個人情報を利用し、又は提供する場合は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするときを除き、あらかじめ岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

（特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関の内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第7条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関の内部において利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第7条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

（提供先に対する措置の要求）

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（適正管理）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しな

なければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

第10条 実施機関の職員は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、前項の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者に関する措置等)

第11条の2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、当該管理に係る業務において取り扱う個人情報の保護のために当該指定管理者が講ずべき必要な措置を明らかにしなければならない。

2 指定管理者は、前項の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務の根拠
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 要配慮個人情報の記録項目
- (7) 前号に掲げるもの以外の個人情報の記録項目
- (8) 個人情報の記録媒体
- (9) 個人情報の収集先
- (10) 個人情報の当該実施機関以外のものへの経常的な提供の有無及び内容
- (11) 個人情報の目的外の利用及び提供の有無及び内容
- (12) 個人情報取扱事務の実施機関以外のものへの委託の有無及び内容

(13) 特定個人情報の有無

(14) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 県の職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県の職員等」という。）又は県の職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生又はこれらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務

(3) 前2号に掲げるもののほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、前2項の規定の適用を受けないことにつき実施機関が相当と認める個人情報取扱事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項に掲げる事項若しくはその一部を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項に掲げる事項若しくはその一部を登録簿に登録せず、又は登録簿を作成しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第3節 個人情報の開示

（開示請求）

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）をいう。以下同じ。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

（個人情報の開示義務）

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第17条の3第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ 法令等の定めるところにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員

(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び氏名に関する部分(開示することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該部分及び警察職員(警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。)のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(3) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、開示することができないと認められる情報

(4) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共団体(以下「国等」という。)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益が損なわれるおそれ

(8) 県の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(9) 個人又は法人等から開示しないことを条件として任意に県に提供された情報であって、当

該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人情報の存否に関する情報)

第15条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(裁量的開示)

第15条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（第14条第3号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(開示請求の方法)

第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 開示請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該

補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。ただし、当該開示請求書の提出があった日に、開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨の決定をし、当該個人情報を開示するときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定（第15条の規定により個人情報の一部を開示しない旨の決定、第15条の2の規定により開示請求を拒む旨の決定及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、書面により次に掲げる事項を開示請求者に通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る事案の移送)

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、書面により事案を移送した旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求について開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定（第15条の規定により個人情報の一部を開示する旨の決定を含む。以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第17条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、

開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第2号ハ、同条第4号ただし書又は同条第9号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第15条の3の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第24条第1項第2号及び同条第2項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第18条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 公文書のうち文書、図画及び写真に記録されている個人情報当該文書、図画及び写真の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 公文書のうちフィルム及び電磁的記録に記録されている個人情報当該フィルム及び電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

3 実施機関は、前項の方法による個人情報の開示をすることにより当該個人情報が記録されている公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第15条の規定により個人情報を開示するとき、その他相当の理由があるときは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により開示することができる。

(1) 公文書のうち文書、図画及び写真に記録されている個人情報 当該文書、図画及び写真の当該個人情報に係る部分の写しの閲覧又は交付

(2) 公文書のうちフィルム及び電磁的記録に記録されている個人情報 実施機関が定める方法（費用の負担）

第19条 前条第2項又は第3項の規定により写しその他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

第4節 個人情報の訂正

（訂正請求）

第20条 第18条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報について事実と誤りがあると思料する者は、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。

(個人情報の訂正義務)

第20条の2 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求の方法)

第21条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 訂正請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 訂正を求める内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をするかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしない旨の決定（個人情報の一部を訂正しない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。

4 第17条第4項及び第5項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、同項中「45日以内」とあるのは「60日以内」と読み替えるものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

第23条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が第17条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、書面により事案を移送した旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求について訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条の2の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第5節 個人情報の利用停止

(利用停止請求)

第23条の3 第18条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、実施機関に対し、当該各号に定める当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求をすることができる。

(1) 第6条の規定に違反して収集されたとき、又は第7条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による個人情報の利用停止の請求をすることができる。

(特定個人情報の利用停止請求)

第23条の3の2 第18条第1項の規定により開示を受けた自己の特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、実施機関に対し、当該各号に定める当該特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。

(1) 第6条の規定に違反して収集されたとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の4の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。

(個人情報の利用停止義務)

第23条の4 実施機関は、第23条の3第1項又は前条第1項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求の方法)

第23条の5 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 利用停止請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求に対する決定等）

第23条の6 実施機関は、利用停止請求書の提出があったときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をするかどうかの決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしない旨の決定（個人情報の一部を利用停止しない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。

4 第17条第4項及び第5項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、同項中「45日以内」とあるのは「60日以内」と読み替えるものとする。

（情報提供等記録についての特例）

第23条の6の2 第23条の3の2から前条までの規定は、情報提供等記録については、適用しない。

第6節 審査請求

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第23条の7 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第23条の8 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第24条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、岐阜県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部の利用停止をすることとする

場合

- 2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び第28条の2において同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 3 第17条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- 4 諮問庁は、第一項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

第7節 苦情の処理

第25条 削除

(苦情の処理)

第26条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

第8節 他の法令との調整等

(他の法令との調整等)

- 第27条 第3節から第6節までの規定は、法令の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定が適用されないこととされている個人情報については、適用しない。
- 2 この章の規定は、県の図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。
 - 3 第3節及び第6節の規定は、法令又は他の条例の規定に基づき、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報(特定個人情報を除く。)が第18条第2項に規定する方法と同一の方法で開示(当該法令又は他の条例に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を同項の閲覧とみなす。)することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)における当該個人情報の開示については、適用しない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
 - 4 前項の場合において、法令又は他の条例の規定により開示を受けた個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正又は利用停止の手の定めがないときは、当該個人情報は第20条第1項又は第23条の3第1項の規定の適用については、第18条第1項の規定により開示を受けた個人情報とみなす。
 - 5 第4節及び第6節の規定は、法令又は他の条例の規定により個人情報の訂正の手続が定められている場合における当該個人情報の訂正については、適用しない。
 - 6 第5節及び第6節の規定は、法令又は他の条例の規定により個人情報(情報提供等記録を除

く。)の利用停止の手続が定められている場合における当該個人情報の利用停止については、適用しない。

第3章 岐阜県個人情報保護審査会

(岐阜県個人情報保護審査会)

第28条 この条例によりその権限に属させられた事項を行わせるほか、番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項及びこの条例の運用に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べさせるため、岐阜県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、第1項に規定する事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限等)

第28条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 7 審査会は、第三項、第四項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 8 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、そ

の他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

9 審査会は、第七項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

10 審査会は、第八項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

11 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

12 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(規則への委任)

第28条の3 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第4章 雑則

(実施状況の公表)

第29条 知事は、毎年1回、各実施機関の個人情報の開示等について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(出資法人等の責務等)

第29条の2 県が出資その他の財政支援等を行う法人であって、その性格及び業務内容を勘案し県の事務と密接な関係を有するとして知事が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、出資法人等において個人情報の保護が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第29条の3 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第3項に規定する事務若しくは第11条の2第3項に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報(公文書に記録されているものに限る。以下この条、次条及び第36条において同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処

する。

第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 第28条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 第31条から前条までの規定は、岐阜県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第36条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第3章並びに次項及び附則第4項（岐阜県情報公開条例（平成6年岐阜県条例第22号）第6条に1項を加える部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第3項第5号、同条第4項ただし書、第7条第1項第5号及び第12条第3項第2号の規定により実施機関が定めるべき事項に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第12条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。

(岐阜県情報公開条例の一部改正)

4 岐阜県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項第1号の規定の解釈に当たっては、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）第7条が規定する個人情報に係る提供の制限の趣旨に反することのないようにしなければならない。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「及び前条第1項ただし書」を削る。

(岐阜県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日前になされた前項の規定による改正前の岐阜県情報公開条例第7条の規定による請求については、なお従前の例による。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

6 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。

7 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に実施機関に対してなされた請求その他の行為

で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成11年10月7日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第6条第3項第5号、同条第4項ただし書、第7条第1項第5号及び第12条第3項第2号の規定により議会が定めるべき事項に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に議会において行われている個人情報取扱事務についての第12条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成11年岐阜県条例第31号）の施行の日以後遅滞なく」とする。

附 則（平成12年3月24日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日条例第55号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている開示請求又は訂正請求は、改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定による開示請求又は訂正請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により岐阜県個人情報保護審査会に対してされている諮問は、新条例の規定による審査会に対する諮問とみなす。

4 前二項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成16年12月16日条例第45号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 目次の改正規定中第4章に係る部分及び本則に一章を加える改正規定 平成17年10月1日

(3) 第2条第2号の改正規定及び第12条中第4項を第5項とし、第3項の次に一項を加える改正規定 平成18年4月1日

(経過措置)

- 2 実施機関は、改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定により岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴くこととされている事項については、この条例（公安委員会及び警察本部長にあっては、前項第3号に掲げる規定）の施行の日前においても、岐阜県個人情報保護審査会に諮問することができる。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に公安委員会及び警察本部長において行われている個人情報取扱事務（新条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。）についての新条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年岐阜県条例第2号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく」とする。
- 4 この条例の施行の日前にされた改正前の岐阜県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条第3項第1号に掲げる個人情報取扱事務に係る個人情報の開示請求又は当該開示請求に対する決定については、なお従前の例による。
- 5 前項に規定する場合のほか、この条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている開示請求又は訂正請求は、新条例の規定による開示請求又は訂正請求とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている個人情報の取扱いの是正の申出については、なお従前の例による。
- 7 前3項に規定する場合のほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年10月6日条例第69号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第3条並びに次項及び附則第3項の規定は平成17年11月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の岐阜県情報公開条例第14条第2項の規定によりなされた反対の意思の表示は、第1条の規定による改正後の岐阜県情報公開条例（以下「新条例」という。）第14条第3項（新条例第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定による反対意見書の提出とみなす。
- 3 第3条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の岐阜県個人情報保護条例第17条第7項の規定によりなされた反対の意思の表示は、第3条の規定による改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の3第3項（改正後の条例第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定による反対意見書の提出とみなす。

附 則（平成19年7月9日条例第36号抄）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第50号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第21号抄）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第76号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 24日 条例第 5 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月 14日 条例第34号）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 平成27年10月 5 日
 - (2) 第 1 条中岐阜県個人情報保護条例第 7 条第 1 項の改正規定（同項第 5 号の改正規定を除く。）、同条の次に 2 条を加える改正規定（同条例第 7 条の 2 に係る部分に限る。）、同条例第 8 条、第13条第 2 項、第20条第 2 項及び第23条の 3 の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定並びに同条例第23条の 4 及び第27条第 3 項の改正規定 平成28年 1 月 1 日
 - (3) 第 2 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日
- 2 前項第 1 号に掲げる規定の施行の際現に実施機関が取り扱う事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、同号に掲げる規定による改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する個人情報に該当することとなるものを取り扱う事務に係る新条例第12条第 2 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年岐阜県条例第34号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年 3 月 29日 条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（岐阜県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 実施機関（岐阜県個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する実施機関をいう。以下この項から附則第 5 項までにおいて同じ。）の開示決定等（同条例第17条第 1 項に規定する開示決定等をいう。以下この項において同じ。）又は開示請求（同条例第13条第 1 項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、第 2 条の規定による改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下この項から附則第 5 項までにおいて「新個人情報保護条例」という。）の施行前にされた実施機関の開示決定等又は新個人情報保護条例の施行前にされた開示請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 実施機関の訂正決定等（岐阜県個人情報保護条例第22条第 1 項に規定する訂正決定等をいう。以下この項において同じ。）又は訂正請求（同条例第20条第 1 項に規定する訂正請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、新個人情報保護条例の施行前にされた実施機関の訂正決定等又は新個人情報保護条例の施行前にされた訂正請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 5 実施機関の利用停止決定等（岐阜県個人情報保護条例第23条の 6 第 1 項に規定する利用停止決定等をいう。以下この項において同じ。）又は利用停止請求（同条例第23条の 4 に規定する利用停止請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、新個人情報保護条例の施行前にされた実施機関の利用停止決定等又は新個人情報保護条例の施行前にされた利用停止請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月 28日 条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 5 月 30日から施行する。

（岐阜県情報公開条例の一部改正）

- 2 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第15条」を「第 6 条第 1 号及び第15条」に改める。

第 6 条第 1 号中「記述等」の下に「（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）」を加える。